福島空港送客促進広報事業 業務委託仕様書(案)

1 目的

この仕様書は、「福島県」(以下「甲」という。)が「 」(以下 「乙」という。)に委託する、福島空港送客促進広報事業を円滑かつ効果的に 運営するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 委託の目的

福島県内及び栃木県において地元メディア等を活用し、福島空港の利便性やチャーター便のフライト情報等を周知し、福島空港の利用促進を図ることを目的とする。

3 委託業務の内容

(1) 県内テレビ等広報事業

以下の条件により、県内テレビ番組等により福島空港のPRを乙が行うこと。

ア 毎週1回以上、1回1分以上の枠で制作及び放送すること。

番組内容は、福島空港のフライトやアクセスを始めとする基本情報のほか、就航先等の魅力的な観光情報や旅行商品を紹介するなど、利用者の増加につながる情報とし、視聴者の印象に残るように工夫しながら継続的にPRすること。

また、多くの視聴数を確保するよう放送曜日や放送時間帯に配慮すること。

ただし、委託契約締結後の番組放送の準備期間が十分に取れないため放送を実施できないと認められる場合(例えば4月第1週目)や社会情勢を鑑み広報が適さないと県が判断する場合(大規模な自然災害等が発生した場合など)は、この限りではない。

その場合には、次回以降の放送時間を増やすなど、放送できなかった分について出来る限り考慮し、番組放送を実施すること。

- イ その他、テレビを活用した訴求力のある広報(特集番組、スポットCM 等)を2つ以上企画のうえ、制作及び放送すること。
- ウ 視聴者の属性(居住地情報等)を絞り込める動画広告を1つ以上企画するほか、福島空港の利用促進に継続的に効果があると認められるその他の広報(新聞、フリーペーパー、雑誌等)を1つ以上企画のうえ実施すること。
- エ 視聴者である県民の意向に沿った広報を行えるよう、番組に関するアンケートを実施するなど、番組の放送内容についての視聴者の意向を半期に 一度を目安に年2回以上甲へ報告すること。

また、視聴率を含め、事業の効果について半期に一度を目安に年2回以 上甲へ報告すること。

(2) 栃木県テレビ等広報事業

以下の条件により、栃木県内テレビ番組等により福島空港のPRを乙が行うこと。

ア 毎週1回以上、1回2分以上企画のうえ、制作及び放送すること。

番組内容は、福島空港のフライトやアクセスを始めとする基本情報のほか、就航先等の魅力的な観光情報や旅行商品を紹介するなど、利用者の増加につながる情報とし、視聴者の印象に残るように工夫しながら継続的にPRすること。

また、多くの視聴数を確保するよう放送曜日や放送時間帯に配慮すること。

ただし、委託契約締結後の番組放送の準備期間が十分に取れないため放送を実施できないと認められる場合(例えば4月第1週目)や社会情勢を鑑み広報を行うことが適切ではないと県が判断する場合(大規模な自然災害等が発生した場合など)は、この限りではない。

その場合には、次回以降の放送時間を増やすなど、放送できなかった分について出来る限り考慮し、番組放送を実施すること。

- イ その他、テレビを活用した訴求力のある広報 (特集番組、スポットCM 等)を1つ以上企画のうえ、制作及び放送すること。
- ウ テレビ以外の媒体(新聞、フリーペーパー、雑誌、ラジオ、WEB、SNSなど)を利用し、福島空港の利用促進に継続的に効果があると認められる広報を1つ以上企画のうえ実施すること。

3 委託期間

委託契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 提出書類

乙は甲に対して、委託契約書で定めた書類のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届(別記第1号様式)
- (2)業務完了届(別記第2号様式)
- (3) 実績報告書
- (4) 事業に係る制作物一式
- (5) その他甲が必要と認める書類

5 業務上の留意事項

- (1) 乙は、受託業務の遂行上必要とする資料の収集に当たり、関係機関の協力 を得る必要がある場合は、予めその趣旨を甲に連絡した上でこれを行わなけ ればならない。
- (2) 乙は、受託業務の執行に関して、本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、 遅滞なく甲に連絡し、指示を受けるものとする。
- (3)受託業務の開始時期及び終了時期並びに受託期間内において、甲又は乙が必要と認める時期に随時打合せを行うものとする。
- (4) 本事業の実施にあたり、甲が必要とする関係機関への諸手続については乙が代行するものとする。